

# 誰もが暮らしやすい地域づくり

障害を特別なものと考えのではなく、市民誰もが相手の視点に立って考え、相手を思いやる心が育まれる地域をつくるために、自分ができることを一緒に考えてみましょう。



**問い合わせ** 障害福祉課（市庁舎1階、☎65・4148）

## 知っていますか？ 「障害者差別解消法」

障害者差別解消法は、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に制定されました。

この法律では、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

### 不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否すること、場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどは禁止されています。

（例）車椅子の使用を理由に入店を断られる  
障害を理由にアパートを貸してもらえない



### 合理的配慮の提供

令和3年の法改正により、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられます。

合理的配慮とは、障害のある人から社会的バリア\*を除くことを求められた場合に、負担が重すぎない範囲で手伝えることです。

\*社会生活をしていく上で障壁となるもの

## 地域の取り組みやイベントに参加してみませんか

帯広市が昨年実施した市民アンケートでは、障害のある人の約7割が「差別や偏見を感じることもある」と回答しています。また、障害がない人の約6割が「日ごろ障害のある人と接することがない」と回答しています。

障害のある人とない人が、相互に理解を深めていくためには、交流の機会をもち、相手の視点に立って考えることが大切です。

### 12月3日～9日は「障害者週間」

障害福祉への意識啓発などを目的として、障害者基本法では「障害者週間」を定めています。帯広市でも、障害者週間の前後には、さまざまなイベントを開催します。

#### 障害福祉関連本の特設コーナー （展示・貸し出し）

日 12月1日(金)～10日(日)  
場 図書館（西2南14）

#### 啓発パネル展

日 12月1日(金)～11日(月)  
場 イトーヨーカドー帯広店  
（稲田町南8）

#### 冬休みポスターコンクール展

日 翌年2月17日(土)～26日(月)  
場 イトーヨーカドー帯広店  
（稲田町南8）

ぜひご来場ください



# 市民活動プラザ六中に行ってみませんか

障害がある人のことを知るきっかけとして、市民活動プラザ六中（以下、プラザ六中）を利用してみましょう。

**問い合わせ** 市民活動プラザ六中（東11南9、☎24・7598）  
**担当課** 障害福祉課

プラザ六中  
ホームページ▶



プラザ六中は、旧帯広第六中学校校舎を活用して整備された、障害福祉関連事業所や文化団体などが入る施設です。障害のある人たちとの関わりのほか、障害に関する啓発パネルを展示したり、体操などの講座も定期的に開催しています。

カフェや食堂も入っており、子どもから大人まで誰でも気軽に利用できるのも、興味のある催しに参加しながら、障害への理解を深めてみましょう。

## 市民活動プラザ六中

開館時間 9時～17時（日曜・祝日休館）  
※イベント等の開催日・時間など詳細については、プラザ六中ホームページに掲載している「プラザ六中NEWS」をご確認ください。



## プラザ六中でできること

### 学ぶ

スマホの使い方や介護、障害などについて幅広く学べる「地域マイスター講座」のほか、さまざまな分野の講座を定期的に開催しています。



地域マイスター講座

### 運動する

ピンピン体操、やさしい太極拳、ふまねっとなどを定期的に開催しています。また、館内には自由にウォーキングできるコースがあるほか、手ぶらで卓球も楽しめます。



ピンピン体操

### その他

- ・ピアノが設置してあり、自由に利用できます。
- ・壁一面が鏡のスペースがあり、ダンスの練習などが可能です。
- ・会議室や調理室の貸し出しや、畑を借りることもできます。（要予約、有料）

### 食べる

6'S（ロックズ）カフェでは飲み物を、ふれあい食堂では、協力団体が提供するカレー、うどん、丼物などを500円程度で楽しむことができます。



ふれあい食堂

### 六中三大祭

六中七夕まつり（8月）、六中祭（10月）、六中ドネーションシップ（12月）を開催しており、楽しいイベントが盛りだくさんです。



六中七夕まつり



六中祭



六中ドネーションシップ

**市長への手紙** まちづくりに皆さんの声を生かします。市政に関するご提言、ご意見などをお寄せください。

**問** 広報広聴課（市庁舎3階、☎65・4109、✉tegami@city.obihiro.hokkaido.jp） **市** ホームページID.1004155